

室蘭市空家活用促進助成金

申請の手引き

老朽空家等活用支援編

申請の手引き

- ・手続きの流れ | 助成金申請から交付まで
- ・提出書類について
- ・助成金対象基準
- ・申請様式 | 記入例
- ・申請様式
- ・FAQ | よくある質問
- ・要綱

問合せ・申請窓口

室蘭市 都市建設部 都市政策推進課

〒051-8511 室蘭市幸町 1-2

電話 : 0143-25-2655 | FAX : 0143-24-2091

HP : <http://www.city.muroran.lg.jp/main/org7310/akiya-jyosei.html>

手続きの流れ | 助成金申請から交付まで

※特定空家等のうち特に危険等の切迫性が高いまたは長期的にも自主的対応が困難と市が認める空家が対象です。

まずは、市に **事前相談** してください。

特定空家等とは・・・

空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定められるもので、室蘭市特定空家等の判断基準により、空家等の状態や周辺への影響等と、指導経過や所有者等の状況等を踏まえ、市が総合的に判断した空家をいいます。

STEP 1 助成金条件のチェック

①助成の対象者

- 対象となる空家を解体する者。
室蘭市内に居住している者又は
居住を予定している者。

②助成の対象工事

- 空家およびその敷地内に附属する工作物
(門、塀、樹木等)の解体
- 市内業者によって解体する。
- 工事は年度内に完了する。

③助成の条件

- 特に危険等の切迫性が高いと市が認める特定
空家等である。
- 長期的にも特に危険等の切迫性が高くなると
市が認める特定空家等である。
- 公売又は無償譲渡により土地とあわせて取
得した空家である。
- 空家等解体後10年間は売却をしないこと。
居住誘導区域外においては解体後に居住を目的
とした活用をしないこと。

STEP 3 工事の着手

- ・「交付決定通知書」を受領してから着手して
ください。
- ・工事の内容に変更等生じた場合は、市にご相談
ください。

STEP 5 助成金の交付

- ・実績書を受領してから約30日で、指定の口座に
助成金を振り込みますので、ご確認ください。
- ・書類は10年間大切に保管してください。

STEP 1

STEP 2

STEP 3

STEP 4

STEP 5

STEP 2 書類を揃えて、助成金の申請

- 「申請書類チェック表」のすべてにチェックが入っている。
- 解体工事にはまだ着手していない。
- 公売または無償譲渡により土地とあわせて空家を取得している。

提出書類

- 次ページの「申請書類チェック表」を確認してください。
- ※申請書類は市のHPからダウンロードできます。

STEP 4 書類を揃えて、実績報告

- 「実績報告書類チェック表」のすべてにチェックが入っている。
- 解体工事を終えている。
- 工事代金の支払いを終えている。

提出書類

- 次ページの「実績報告書類チェック表」を確認してください。
- ※報告書類は市のHPからダウンロードできます。

提出書類

(1) 申請書類チェック表（STEP 2の時使用）

チェック欄		提出書類
<input type="checkbox"/>	①	助成金交付申請書（様式第1号）
<input type="checkbox"/>	②	市税納入状況確認同意書（様式第2号）
<input type="checkbox"/>	③	事業計画書（様式第3号）
<input type="checkbox"/>	④	助成対象経費が計算できる書類（見積書等）
<input type="checkbox"/>	⑤	助成金等交付申請額算出調書（共通様式第5号）
<input type="checkbox"/>	⑥	経費の配分調書（共通様式第6号）
<input type="checkbox"/>	⑦	請負契約書等の写し
<input type="checkbox"/>	⑧	現況の写真
<input type="checkbox"/>	⑨	対象空家等を取得したことを証明する書類（登記全部事項証明書又は土地・建物売買契約書の写し）
<input type="checkbox"/>	⑩	代理人が手続きを行う場合は委任状(様式第4号)
<input type="checkbox"/>	⑪	申請者が施工業者に助成金の受領を委任する場合は助成金受領委任状（様式第5号）

(2) 変更申請書類チェック表（工事内容に変更があった時使用）

チェック欄		提出書類
<input type="checkbox"/>	①	助成事業等変更承認申請書（共通様式第7号）
<input type="checkbox"/>	②	事業変更書（様式第3号）
<input type="checkbox"/>	③	助成金等交付申請額算出調書（共通様式第5号）
<input type="checkbox"/>	④	経費の配分調書（共通様式第6号）
<input type="checkbox"/>	⑤	助成対象経費が計算できる書類（見積書等）
<input type="checkbox"/>	⑥	変更となる工事の内容がわかる書類（図面等）

(3) 実績報告書類チェック表（STEP 4の時使用）

チェック欄		提出書類
<input type="checkbox"/>	①	助成事業等実績報告書（様式第6号）
<input type="checkbox"/>	②	事業実績書（様式第3号）
<input type="checkbox"/>	③	経費の配分調書（共通様式第6号）
<input type="checkbox"/>	④	助成金等精算書（共通様式第12号）
<input type="checkbox"/>	⑤	工事に係る支出を証明する書類の写し
<input type="checkbox"/>	⑥	工事の完了後の写真（着工前と比較できるもの）
<input type="checkbox"/>	⑦	誓約書（様式第7号）
<input type="checkbox"/>	⑧	同意書（様式第8号）
<input type="checkbox"/>	⑨	助成金支払請求書（様式第9号）又は助成金受領委任支払請求書（様式第10号）

※ 工事完了後に現地確認をさせていただきます。

令和□年度 助成金交付申請書

(宛先) 室蘭市長

申請者

住所 ●●市 ■■町 ○丁目 ×番 ▲号

氏名 室蘭 太郎 印

電話 ××××-××-××××

事業名 室蘭市空家活用促進助成金

上記の事業に関し、助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

事業の目的	空家等の解消	
事業の概要	所在地	室蘭市 ○○町 ▲丁目 ■番 ×号
	工事の内容	<input type="checkbox"/> 空家バンク解体助成事業 <input type="checkbox"/> 空家リフォーム助成事業 <input checked="" type="checkbox"/> 老朽空家等活用支援助成事業
着手予定及び完了予定月日	着手 令和 □年 7月 15日 完了 令和 □年 7月 30日	
交付申請額	金 1,350,000円	

○添付書類

- 市税納入状況確認同意書（様式第2号）
- 事業計画書（様式第3号）
- 助成対象経費が計算できる書類（見積書等）
- 助成金等交付申請額算出調書（共通様式第5号）
- 経費の配分調書（共通様式第6号）
- 請負契約書等の写し
- 現況の写真
- 対象空家等を取得したことを証明する書類（登記全部事項証明書又は土地・建物売買契約書）
- 代理人が手続きを行う場合は委任状（様式第4号）
- 申請者が契約を締結した施工者に助成金の受領を委任する場合は助成金受領委任状（様式第5号）
（空家リフォーム助成事業に該当する場合）
- おおむね2年以上居住その他の使用がない空家であることを証明する書類
- 昭和56年5月31日以前に建築された中古住宅の場合は耐震性が確保されていることを証明する書類

添付書類がそろっているか
チェックしてください。

市税納入状況確認同意書

私は、室蘭市空家活用促進助成金の申請に当たり、市が保有する公簿により市税納入状況を確認することに同意します。

(宛先) 室蘭市長

令和 年 月 日

住所	●●市 ■■町 ○丁目×番 ▲号
ふりがな 氏名	むらん たろう 室蘭 太郎 印
生年月日	昭和・平成 55年 8月 20日生
電話番号	××××-××-××××

上記申請者の調査を依頼します。

令和 年 月 日

都市建設部 都市政策推進課長 印

確認する公簿	確認した事実	確認年月日	確認した者
「滞納無証明」に関するもの	未納あり・なし	令和 年 月 日	市税課長 印

事業（ **計画** 変更 ） 書
実績

事業の内容	<input type="checkbox"/> 空家バンク解体助成事業 <input type="checkbox"/> 空家リフォーム助成事業 <input checked="" type="checkbox"/> 老朽空家等活用支援助成事業
事業の実施による効果	空家の解消
対象物件の工事後の用途	畑
居住開始（予定）年月日	令和 <input type="checkbox"/> 年 8月 1日（予定）
施工者	会社名：(株)■■■建設 住所：□□市●●町▲丁目×番■号 連絡先：0143-××-×××× 代表者役職及び氏名：代表取締役 室蘭 次郎
備考	

委任状

申請者ではなく、代理人が手続きを行う場合に必要です。

私は 株式会社■■■建設 代表取締役 室蘭 次郎
を代理人と定め下記に関する権限を
委任します。

を代理人と定め下記に関する権限を

記

- 室蘭市空家活用促進助成金交付に係る手続き
- 上記1の業務に関する手続き、申請関係図書の訂正及び市から交付される文書の受領
- 建物の所在地（地番又は住所）

空家の所在地を記入

室蘭市 ○○ 町 ▲ 丁目 ■番 ×号

現在お住まいの住所を記入

住 所 ●●市 ■■町 ○丁目×番 ▲号

氏 名 室蘭 太郎 印

助成金受領委任状

(宛先) 室蘭市長

契約を締結した施工者に助成金の受領を委任する場合に必要です。

委任者（申請者）

住所 ●●市 ■■■町 ○丁目 ×番 ▲号

氏名 室蘭 太郎

電話 ××××-××-××××

印

私は、下記建物所在地で実施する事業における、室蘭市空家活用促進助成金の受領を、下記の受任者に委任します。

事業の概要	所在地	室蘭市 ○○町 ▲丁目 ■番 ×号
	工事の内容	<input type="checkbox"/> 空家バンク解体助成事業 <input type="checkbox"/> 空家リフォーム助成事業 <input checked="" type="checkbox"/> 老朽空家等活用支援助成事業
着手予定及び完了予定月日	着手 令和 □年 7月 15日 完了 令和 □年 7月 30日	
交付申請額	金 1,350,000円	

上記権限の委任を受けることを承諾します。

受任者（事業者）

住所	□□市 ●●町 ▲丁目 ×番 ■号
会社名	カブシカイシャ■■■ケンセツ 株式会社■■■建設
代表者 役職及び氏名	ダイョウトリシマリヤ ムロラン ジロウ 代表取締役 室蘭 次郎
電話番号	0143-××-××××

印

令和□年度 助成事業等実績報告書

（宛先）室蘭市長

助成事業者

住 所 ●●市 ■■町 ○丁目 ×番 ▲号

氏 名 室蘭 太郎

印

電 話 ××××-××-××××

事業名 室蘭市空家活用促進助成金

お手元にある、交付決定通知書の日付番号を記載してください。

令和 □年 7月 8日付室都空家第 ●●号で交付決定を受けた上記の事業は、
令和 □年 7月 28日完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

1 建物の所在地

室蘭市 ○○町 ▲丁目 ■番 ×号

2 添付書類

- 事業実績書（様式第3号）
- 経費の配分調書（共通様式第6号）
- 助成金等精算書（共通様式第12号）
- 工事に係る支出を証明する書類の写し
- 工事完了後の写真（着工前と比較できるもの）
- 誓約書（様式第7号）
- 同意書（様式第8号）
- 助成金支払請求書（様式第9号）又は助成金受領委任支払請求書（様式第10号）

添付書類がそろっているか
チェックしてください。

誓約書

[誓約事項]

私は、室蘭市空家活用促進助成金交付要綱第3条第4項各号及び、下記事業の該当箇所について誓約します。なお、室蘭市空家活用促進助成金交付要綱第11条各号に掲げる規定に該当したときは、すでに交付を受けた助成金を返還します。

記

記載日に住民登録内容を市で確認しますので、
余裕をもって住民登録をしてください。

<input type="checkbox"/> 空家バンク 解体助成事業	空家等解体後10年間は売却をしないこと。また、居住誘導区域外においては解体後に、居住を目的とした活用をしないこと。
<input type="checkbox"/> 空家リフォーム 助成事業	対象となる住宅の所在地に、 <input type="checkbox"/> 住民登録をしていること。 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日までに住民登録をすること。
<input checked="" type="checkbox"/> 老朽空家等活用 支援助成事業	空家等解体後10年間は売却をしないこと。また、居住誘導区域外においては解体後に、居住を目的とした活用をしないこと。

(宛先) 室蘭市長

令和 年 月 日

住所	●●市 ■■町 ○丁目×番 ▲号
ふりがな 氏名	むろらん たろう ----- 室蘭 太郎 印
生年月日	昭和・平成 55年 8月 20日生
電話番号	××××-××-××××

同意書

[同意事項]

私は、室蘭市空家活用促進助成金に関して、住民登録内容を確認するために、市が保有する公簿により確認することに同意します。

(宛先) 室蘭市長

令和 年 月 日

住所	●●市 ■■町 ○丁目×番 ▲号
ふりがな 氏名	むろらん たろう 室蘭 太郎 ⑩
生年月日	昭和・平成 55年 8月 20日生
電話番号	××××-××-××××

確認する公簿	確認した事実	確認年月日	備考
「住民票写し」に関するもの	住民登録あり・なし	令和 年 月 日	

上記について確認しました。

都市建設部 都市政策推進課

⑩

助成金支払請求書

(宛先) 室蘭市長

申請者が助成金を直接受領する
場合に必要。

申請者

住所 室蘭市 ■■ 町 ○ 丁目 ×番 ▲号

氏名 室蘭 太郎

印

電話 ××××-××-××××

令和 □年 7月 8日付室都空家第 ●● 号で交付決定を受けた下記の事業について、室蘭市空家活用促進助成金交付要綱第10条第1項本文の規定に基づき、次の通り助成金を請求します。

- 住宅の所在地 室蘭市 ■■ 町 ○ 丁目 ×番 ▲号
- 事業名 室蘭市空家活用促進助成金（老朽空家等活用支援助成事業）
- 支払請求額

金額	百	十	万	千	百	十	一	円
	1	3	5	0	0	0	0	

- 振込口座 下記の口座に振り込んでください

金融機関名	●●銀行
店名	▲▲支店
預金種目	■普通 □当座 □その他（ ）
口座番号	1 2 3 4 5 6 7
口座名義	室蘭 太郎
フリガナ	ムロラン タロウ

助成金受領委任支払請求書

(宛先) 室蘭市長

施工者に助成金の受領を委任している場合に必要。

申請者

住 所 室蘭市 ■■ 町 ○ 丁目 × 番 ▲ 号
氏 名 室蘭 太郎 印
電 話 ××××-××-××××

令和 □年 7月 8日付室都空家第 ●● 号で交付決定を受けた下記の事業について、室蘭市空家活用促進助成金交付要綱第10条第1項ただし書の規定に基づき、次の通り助成金を請求します。

- 1 住宅の所在地 室蘭市 ■■ 町 ○ 丁目 × 番 ▲ 号
- 2 事業の種類 室蘭市空家活用促進助成金（老朽空家等活用支援助成事業）
- 3 支払請求額

金額	百	十	万	千	百	十	一	円
	1	3	5	0	0	0	0	

4 受任者

住 所	□□ 市 ●● 町 ▲ 丁目 × 番 ■ 号
会 社 名	株式会社■■■建設
代表者役職及び氏名	代表取締役 室蘭 次郎

5 振込口座 下記の口座に振り込んでください

金融機関名	▲▲銀行
店 名	●●支店
預 金 種 目	■普通 □当座 □その他（ ）
口 座 番 号	7 6 5 4 3 2 1
口 座 名 義	株式会社■■■建設
フ リ ガ ナ	カブシカイシャ■■■ケンセツ

助成金等交付申請額算出調書

区 分	助成事業等に要する経費			助成対象経費	助成対象経費 -他の財源 ①	市の基準により 算出した額 ②	助成基本額 (①・②のいずれ か低い方の額)	助成率	助成金等 交付申請額	備 考
	単 価	数 量	金 額							
解体工事			1,500,000	1,500,000	1,500,000		1,500,000	9/10	1,350,000	

- 注 1 「区分」欄には、事業又は事務の名称を記載すること。
- 2 「助成事業等に要する経費」欄には、当該助成事業等に係る経費の総額を記載するものとし、「単価」「数量」欄が不要のときは、斜線で抹消すること。
- 3 「助成対象経費」欄には、当該助成事業のうち、助成の対象となる部分に係る経費の額を記載すること(※様式第6号「経費の配分調書」中、「助成対象内」の「小計」と一致)。
- 4 「助成対象経費-他の財源」欄には、助成対象経費から寄附金等の特定財源を差し引いた額を記載すること(※様式第6号「経費の配分調書」中、「助成対象内」の「小計」から、「負担区分」が「その他」の額を除いた額と一致)
- 5 「市の基準により算出した額」欄には、助成基準(額)が定められているときはその基準により算出した額を記載し、助成基準(額)が定められていないときは斜線で抹消すること。
- 6 「助成基本額」欄には、「助成対象経費-他の財源」と「市の助成基準により算出した額」とのいずれか低い方の額を記載すること。
- 7 定額助成の場合は、「助成率」欄を斜線で抹消すること。

令和 年度 助成金等交付申請書

(宛先) 室蘭市長

申請者

住 所

氏 名

印

電 話

事業名 室蘭市空家活用促進助成金

上記の事業に関し、助成金等の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

事業の目的		
事業の概要	所在地	室蘭市
	工事の内容	<input type="checkbox"/> 空家バンク解体助成事業 <input type="checkbox"/> 空家リフォーム助成事業 <input type="checkbox"/> 老朽空家等活用支援助成事業
着手予定及び完了予定月日	着手 令和 年 月 日 完了 令和 年 月 日	
交付申請額	金 円	

○添付書類

- 市税納入状況確認同意書（様式第2号）
事業計画書（様式第3号）
助成対象経費が計算できる書類（見積書等）
助成金等交付申請額算出調書（共通様式第5号）
経費の配分調書（共通様式第6号）
請負契約書等の写し
現況の写真
対象空家等を取得したことを証明する書類（登記全部事項証明書又は土地・建物売買契約書の写し）
代理人が手続きを行う場合は委任状（様式第4号）
申請者が契約を締結した施工者に助成金の受領を委任する場合は助成金受領委任状（様式第5号）
（空家リフォーム助成事業に該当する場合）
おおむね2年以上居住その他の使用がない空家であることを証明する書類
昭和56年5月31日以前に建築された中古住宅の場合は耐震性が確保されていることを証明する書類

市税納入状況確認同意書

私は、室蘭市空家活用促進助成金の申請に当たり、市が保有する公簿により市税納入状況を確認することに同意します。

(宛先) 室蘭市長

令和 年 月 日

住所	
ふりがな 氏名	<hr/> <p style="text-align: right;">①</p>
生年月日	昭和・平成 年 月 日生
電話番号	

上記申請者の調査を依頼します。

令和 年 月 日

都市建設部 都市政策推進課長

①

確認する公簿	確認した事実	確認年月日	確認した者
「滞納無証明」に関するもの	未納あり・なし	令和 年 月 日	市税課長 ①

事業（ 計画
変更 ）書
実績

事業の内容	<input type="checkbox"/> 空家バンク解体助成事業 <input type="checkbox"/> 空家リフォーム助成事業 <input type="checkbox"/> 老朽空家等活用支援助成事業
事業の実施による効果	
対象物件の工事後の用途	
居住開始 (予定)年月日	令和 年 月 日 (予定)
施工者	会社名： 住所： 連絡先： 代表者役職及び氏名：
備考	

委任状

私は 代理人と定め下記に関する権限を委任します。

記

1. 室蘭市空家活用促進助成金交付に係る手続き
2. 上記1の業務に関する手続き、申請関係図書の訂正及び市から交付される文書の受領
3. 建物の所在地（地番又は住所）

室蘭市

住 所

氏 名

印

助成金受領委任状

(宛先) 室蘭市長

委任者（申請者）

住 所

氏 名

電 話

印

私は、下記建物所在地で実施する事業における、室蘭市空家活用促進助成金の受領を、下記の受任者に委任します。

事業の概要	所在地	室蘭市
	工事の内容	<input type="checkbox"/> 空家バンク解体助成事業 <input type="checkbox"/> 空家リフォーム助成事業 <input type="checkbox"/> 老朽空家等活用支援助成事業
着手予定及び完了予定月日	着手	令和 年 月 日 完了 令和 年 月 日
交付申請額	金	円

上記権限の委任を受けることを承諾します。

受任者（事業者）

住 所	
会 社 名	
代 表 者 役 職 及 び 氏 名	
電 話 番 号	

印

令和 年度 助成事業等実績報告書

（宛先）室蘭市長

助成事業者

住 所

氏 名

電 話

印

事業名 室蘭市空家活用促進助成金

令和 年 月 日付室都空家第 号で交付決定を受けた上記の事業は、
令和 年 月 日完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

1 建物の所在地

室蘭市

2 添付書類

事業実績書（様式第3号）

経費の配分調書（共通様式第6号）

助成金等精算書（共通様式第12号）

工事に係る支出を証明する書類の写し

工事完了後の写真（着工前と比較できるもの）

誓約書（様式第7号）

同意書（様式第8号）

助成金支払請求書（様式第9号）又は助成金受領委任支払請求書（様式第10号）

誓約書

[誓約事項]

私は、室蘭市空家活用促進助成金交付要綱第3条第4項各号及び、下記事業の該当箇所について誓約します。なお、室蘭市空家活用促進助成金交付要綱第11条各号に掲げる規定に該当したときは、すでに交付を受けた助成金を返還します。

記

<input type="checkbox"/> 空家バンク 解体助成事業	空家等解体後10年間は売却をしないこと。また、居住誘導区域外においては解体後に、居住を目的とした活用をしないこと。
<input type="checkbox"/> 空家リフォーム 助成事業	対象となる住宅の所在地に、 <input type="checkbox"/> 住民登録をしていること。 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日までに住民登録をすること。
<input type="checkbox"/> 老朽空家等活用 支援助成事業	空家解体後10年間は売却をしないこと。また、居住誘導区域外においては解体後に、居住を目的とした活用をしないこと。

(宛先) 室蘭市長

令和 年 月 日

住 所	
ふりがな 氏 名	----- ⑩
生年月日	昭和・平成 年 月 日生
電話番号	

同意書

[同意事項]

私は、室蘭市空家活用促進助成金に関して、住民登録内容を確認するために、市が保有する公簿により確認することに同意します。

(宛先) 室蘭市長

令和 年 月 日

住所	
ふりがな 氏名	<hr/> <p style="text-align: right;">印</p>
生年月日	昭和・平成 年 月 日生
電話番号	

確認する公簿	確認した事実	確認年月日	備考
「住民票写し」に関するもの	住民登録あり・なし	令和 年 月 日	

上記について確認しました。

都市建設部 都市政策推進課

印

助成金支払請求書

（宛先）室蘭市長

申請者

住 所

氏 名

電 話

印

令和 年 月 日付室都空家第 号で交付決定を受けた下記の事業について、
室蘭市空家活用促進助成金交付要綱第10条第1項本文の規定に基づき、次の通り助成金を請求
します。

- 1 住宅の所在地 室蘭市
- 2 事業名 室蘭市空家活用促進助成金（ 助成事業）
- 3 支払請求額

金額	百	十	万	千	百	十	一	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---

- 4 振込口座 下記の口座に振り込んでください

金融機関名	
店名	
預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他（ ）
口座番号	
口座名義	
フリガナ	

助成金受領委任支払請求書

(宛先) 室蘭市長

申請者

住 所
氏 名
電 話

印

令和 年 月 日付室都空家第 号で交付決定を受けた下記の事業について、
室蘭市空家活用促進助成金交付要綱第10条第1項ただし書の規定に基づき、次の通り助成金を
請求します。

- 1 住宅の所在地 室蘭市
- 2 事業の種類 室蘭市空家活用促進助成金（ 助成事業）
- 3 支払請求額

金額	百	十	万	千	百	十	一	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---

4 受 任 者

住 所	
会 社 名	
代表者役職及び氏名	

5 振 込 口 座 下記の口座に振り込んでください

金 融 機 関 名	
店 名	
預 金 種 目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他（ ）
口 座 番 号	
口 座 名 義	
フ リ ガ ナ	

共通様式第12号 (第9条)

助 成 金 等 精 算 書

区分	計 画			実 施			助成率 G	助成金等の決定 交付の決定		助成金等 精算額 J	助成金等 領収済額 K	助成金等 未 領済額 (J-K) L	助成事業等に係る経費の 債務確定額			不用額 (I-J) P	備考
	助成事業等に 要する経費 A	助成対象 経費 B	補助 基本額 C	助成事業等に 要した経費 D	助成対象 経費 E	補助 基本額 F		年月日 番号 H	金額 I				支払 済額 M	支払 未済額 N	計 O		
	円	円	円	円	円	円		令和 年月 室都空家 第 号	円	円	円	円	円	円	円	円	
合計	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0	

- 注
- 1 「区分」欄には、事務又は事業の名称を記載すること。
 - 2 「計画」欄には、申請の際の数値を記載すること。
 - 3 「助成金等精算額」欄には、実施に係る助成基本額(F)に助成率(G)を乗じて得た額を記載すること。ただし、助成金等の算出が他の方法によっている場合は、その方法により算出した額を記載し、かつ、「備考」欄にその算出方法を明記すること。
 - 4 定額助成の場合は、「助成率」欄を斜線で抹消すること。

FAQ | よくある質問

Q 1 特定空家等のうち特に危険等の切迫性が高いと市が認める空家とはどんなものですか？

A 1 空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項により市が認定する空家で、地域住民等の生命、身体又は財産に著しい危険を及ぼす恐れがあると市が判断する空家です。

Q 2 解体の見積の業者はどこでも良いですか？

A 2 見積業者の指定はありませんが、実際に工事を行う室蘭市内の業者から見積を貰ってください。

Q 3 室蘭市で業者を選んでもらえますか？

A 3 市では特定の業者を選ぶことは出来ませんが、市で登録している業者一覧をお渡しすることは出来ます。

Q 4 解体工事の途中で工事内容の変更があった場合、どうすれば良いですか？

A 4 助成金の額が変更になる可能性がありますので、事前にご相談下さい。

Q 5 いつまでに解体工事を完成させなければなりませんか？

A 5 申請をした年度内に必ず工事を完了させてください。

Q 6 申請業務を施工業者が代行しても良いですか？

A 6 代行も可能ですので、委任状を提出してください。

Q 7 空家の敷地内にある、樹木や物置の撤去は助成金の対象となりますか。

A 7 対象となります。

Q 8 空家の中にある家財道具等の一般廃棄物の処分費は対象となりますか。

A 8 対象となります。

Q 9 滅失登記などの申請手数料は対象となりますか。

A 9 対象となりません。

Q 1 0 空家の敷地内にある、樹木や物置の撤去は助成金の対象となりますか。

A 1 0 対象となります。

室蘭市空家活用促進助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内における空家等の解消を図り、もって安心して暮らせる定住環境づくりに資するため、市内の空家等の解体工事及びリフォーム工事に係る費用の一部を助成する室蘭市空家活用促進助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、室蘭市補助金等交付規則（昭和62年規則第31号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 市内に所在する建築物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるものをいう。
- (2) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第1項に規定するものをいう。
- (3) リフォーム工事 住宅の安全性、居住性、機能性等の維持向上のために行う工事をいう。ただし容易に取り外しが可能な機器等の設置工事および、床面積を増加させる工事については対象工事にならない。
- (4) 所有者等 空家等の所有者及び占有者その他の空家等を管理すべき者をいう。
- (5) 市内業者 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年5月31日法律第104号。以下、「建設リサイクル法」という。）による解体工事業登録されている者で、室蘭市内に本店を有する者をいう。
- (6) 空家バンク 室蘭市空家バンク実施要綱第2条第4項に規定するものをいう。
- (7) 特定空家等 法第2条第2項により市が認定するものをいう。
- (8) 木造 主要構造部が木材により建築されている建物
- (9) 非木造 主要構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造等の建物

(助成対象事業等)

第3条 助成対象事業等は別表に掲げる要件を全て満たすものとし、市長は、助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）に対し、予算の範囲内において助成金を交付することができる。

- 2 助成対象空家等は、交付申請をする前年度の4月1日以降に取得した空家等とする。
- 3 前項に定める助成対象空家等のうち、次に掲げる空家等は本要綱の助成金の交付対象外とする。
 - (1) 相続により取得した空家等
 - (2) 贈与により取得した空家等（老朽空家等活用支援助成事業を除く。）
 - (3) 三親等以内の者から取得した空家等
- 4 助成対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 市税等を滞納していない者
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者
- 5 各事業における助成対象工事は、交付申請をした年度内に完了することとする。

6 前項に定める助成対象工事のうち、国、北海道における他の助成制度を利用して工事する場合、助成金の交付対象外とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、別表に定めるところによる。

(助成金の交付申請)

第5条 申請者は、工事を着手する前に助成金等交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 市税納入状況確認同意書(様式第2号)
- (2) 事業計画書(様式第3号)
- (3) 助成金等交付申請額算出調書(共通様式第5号)
- (4) 経費の配分調書(共通様式第6号)
- (5) 助成対象経費が計算できる書類(見積書等)
- (6) 請負契約書等の写し及び現況の写真
- (7) 対象空家等を取得したことを証明する書類(登記事項全部証明書又は土地・建物売買契約書の写し)
- (8) おおむね2年以上居住その他の使用がない空家等であることを証明する書類(空家リフォーム助成事業に該当する場合)
- (9) 昭和56年5月31日以前に建築された中古住宅の場合、耐震性が確保されていることが証明できるもの(空家リフォーム助成事業に該当する場合)
- (10) 代理人が手続きを行う場合は委任状(様式第4号)
- (11) 申請者が各事業の契約を締結した施工者等に助成金の受領を委任する場合は助成金受領委任状(様式第5号)
- (12) 前各号に定める書類のほか、市長が必要と認めるもの

2 助成金の交付は、1つの空家等に対して1回限りとする。

3 助成対象経費は消費税等を含むものとし、助成金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(助成金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請の内容を審査し、助成金を交付することと決定したときは補助金等交付決定通知書(共通様式第16号)により、申請者に通知するものとする。この場合において、市長は適正な助成を行うために必要があると認めるときは、当該助成金の交付決定に必要な条件を付することができる。

(事業内容変更の承認)

第7条 申請者は、前条の助成金の交付決定を受けた工事の内容を変更しようとするときは、補助事業等変更承認申請書(共通様式第7号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。

- (1) 事業変更書(様式第3号)
- (2) 助成金等交付申請額算出調書(共通様式第5号)
- (3) 経費の配分調書(共通様式第6号)
- (4) 助成対象経費が計算できる書類(見積書等)
- (5) 変更となる工事の内容がわかる書類(図面等)

(実績報告)

第8条 第6条の交付決定を受けた者は、工事終了後、速やかに助成事業等実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第3号)
- (2) 経費の配分調書(共通様式第6号、前条の承認を受けた場合に限る。)
- (3) 助成金等精算書(共通様式第12号)
- (4) 工事に係る支出を証明する書類の写し
- (5) 工事の着工前後の写真(撮影日が入ったもの)
- (6) 誓約書(様式第7号)
- (7) 同意書(様式第8号)
- (8) 前各号に定める書類のほか、市長が必要と認めるもの
(助成金の額の確定等)

第9条 市長は、申請者から前条の報告書の提出があった場合は、速やかに当該事業の完了検査を実施し、当該報告書に係る交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、助成金の額を確定し、補助金等交付確定通知書(共通様式第21号)により、申請者に通知するものとする。

(助成金の交付の請求及び交付)

第10条 前条の規定により、助成金の確定通知を受けた申請者は、市長に対し、助成金支払請求書(様式第9号)を提出するものとする。ただし、助成金の受領について、申請者が各種事業の契約を締結した施工者等に委任する場合は、助成金受領委任支払請求書(様式第10号)によるものとする。

2 市長は、前項の請求があった場合、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し)

第11条 市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、助成金の交付の決定の全部を取消し、助成金の全部の返還を命じることができる。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 助成金を対象工事以外の用途に使用したとき
- (2) 工事において建築基準法違反等の不正があったとき
- (3) 市が定めた助成要件に違反したとき
- (4) 虚偽、その他不正な手段により助成金を受給したとき
- (5) その他、市長が不相当と認める事由が生じたとき

(書類の整備、保存)

第12条 この要綱に基づき助成金の交付を受けた者は、当該助成金に関する書類を整備し、これを助成金の交付が完了する日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(調査等への協力)

第13条 この要綱に基づき助成金の交付を受けた者は、本事業に係る助成金の執行等に関し、市長が必要な調査等を行うときはこれに協力しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則（平成29年11月14日）

この要綱は、公布の日から施行する。

附則（平成31年4月1日）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則（令和2年4月1日）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表

	空家バンク解体助成事業	空家リフォーム助成事業	老朽空家等活用支援助成事業
事業名	(空き家所有者による適切管理を支援し、空家等の有効活用や特定空家化の防止を目的とした事業)	(利用可能な空き家の住性能向上を支援し、市場流通の促進を図ることを目的とした事業)	(所有者不存在や不存在に相当するなど、長期的にも自主的対応が見込まれない特定空家等を除却し、周辺的生活環境の保全を図ることを目的とした事業)
助成対象空家等	<ul style="list-style-type: none"> 室蘭市空家バンクに登録されている物件 北海道宅地建物取引業協会室蘭支部の媒介により取得する空家等 	<ul style="list-style-type: none"> おおむね2年以上居住その他の使用がない空家 建築の着工日が昭和56年6月1日以降である空家(昭和56年5月31日以前に建築された中古住宅の場合、耐震改修済等により、耐震性が確保されていることが証明できるもの) 居住誘導区域内に位置すること ※(居住誘導区域外は対象外)	<ul style="list-style-type: none"> 特に危険等の切迫性が高いと市が認める特定空家等 長期的にも特に危険等の切迫性が高くなると市が認める特定空家等 公売等又は無償譲渡により土地とあわせて取得した空家等
助成対象者	<ul style="list-style-type: none"> 対象空家等を解体する者 室蘭市内に居住している者又は居住を予定している者 	<ul style="list-style-type: none"> 対象空家等を自らの居住のために取得しリフォーム工事を行う者 室蘭市内に居住している者又は居住を予定している者 	<ul style="list-style-type: none"> 対象空家等を解体する者 室蘭市内に居住している者又は居住を予定している者
跡地利用等	<ul style="list-style-type: none"> 空家等解体後10年間は売却をしないこと 居住誘導区域外においては解体後に、居住を目的とした活用をしないこと 		<ul style="list-style-type: none"> 空家等解体後10年間は売却をしないこと 居住誘導区域外においては解体後に、居住を目的とした活用をしないこと
助成対象工事	<ul style="list-style-type: none"> 建設業法第2条第3項に規定する建設業者又は建設リサイクル法による解体工事業登録されている者で、室蘭市内に本店を有する者が行う解体工事 	<ul style="list-style-type: none"> 建設業法第2条第3項に規定する建設業者又は同法第3条第1項ただし書に規定する者が行う200万円以上のリフォーム工事 	<ul style="list-style-type: none"> 建設業法第2条第3項に規定する建設業者又は建設リサイクル法による解体工事業登録されている者で、室蘭市内に本店を有する者が行う解体工事
助成金	<ul style="list-style-type: none"> 助成率 2分の1 基本額 50万円上限 	<ul style="list-style-type: none"> 助成率 5分の1 基本額 100万円上限 加算額 20万円(全てのリフォーム工事を市内業者にて実施する場合) 	<ul style="list-style-type: none"> 助成率 10分の9 基本額 <ul style="list-style-type: none"> 木造 150万円上限 非木造 200万円上限